

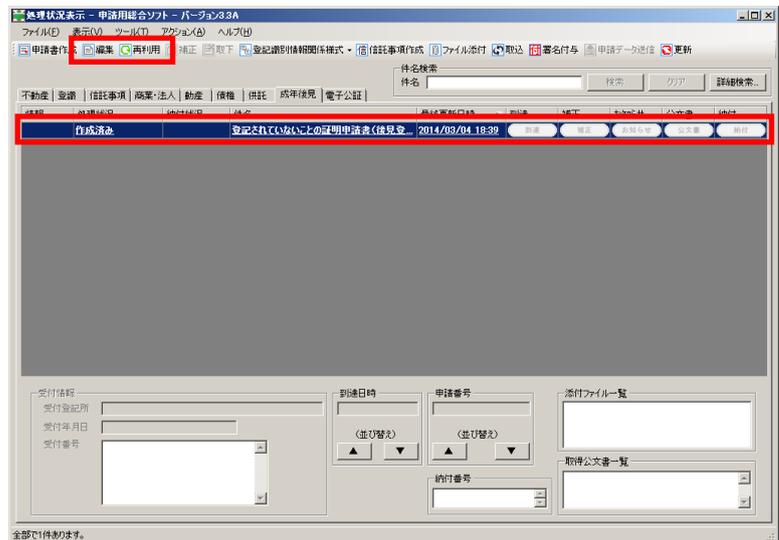
## 様式の最新化について

旧様式で成年後見手続の申請書様式を準備していた場合、申請用総合ソフトのバージョンアップ後に、以下の手順で「編集」又は「再利用」を行うことで、新様式に変換することができます。

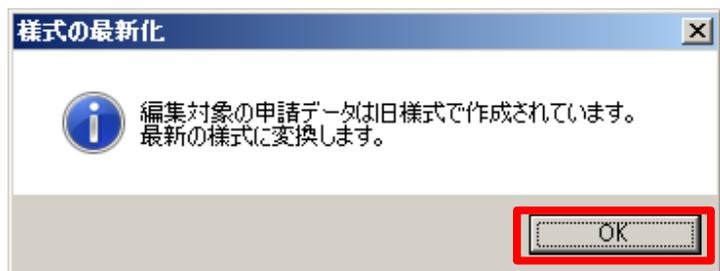
- (1) 「処理状況表示」画面を表示します。

旧様式で準備していた交付請求書を選択し、「編集」又は「再利用」をクリックします。

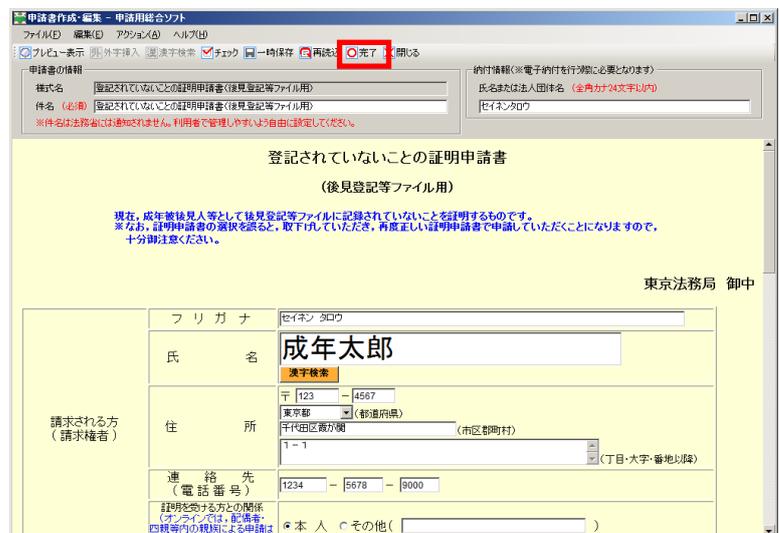
※ 「編集」は、選択した交付請求書に上書き保存されます。「再利用」は選択した交付請求書とは別に、新たに交付請求書が作成されます。



- (2) 「様式の最新化」画面が表示されるので、「OK」ボタンをクリックして最新バージョンの交付請求書の様式に変換します。



- (3) 「申請書作成・編集」画面が表示されますので、必要に応じて内容を変更し、「完了」をクリックします。



- (4) なお、対象となる成年後見手続の申請書は、以下のとおりです。

- ①「登記されていないことの証明申請書(後見登記等ファイル用)」
- ②「閉鎖登記されていないことの証明申請書(閉鎖後見登記ファイル用)」
- ③「登記事項証明申請書(後見登記等ファイル用)」
- ④「閉鎖登記事項証明申請書(閉鎖後見登記ファイル用)」